

## 教職員の懲戒処分について

令和5年10月13日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
廿日市市立 四季が丘中学校 教諭 宮本 竜太 (35歳)	懲戒免職	令和5年1月13日(金)から14日(土)にかけて、広島市内の宿泊施設において、被害少女に対し、被害少女が18歳未満であることを知りながら、広島県青少年健全育成条例及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に違反する行為を行い、同年9月12日(火)に逮捕され、同年9月29日(金)に罰金70万円の略式命令を受けた。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の中学校長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和5年10月13日付けで廿日市市教育委員会へ通知しました。

### 【担当】

教職員課 小中学校人事係長 春田 修治

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp